

忠岡町制限付一般競争入札条件設定ガイドライン

1 目的

一般競争入札の執行に当たっては、地元企業の受注機会を確保しつつ、公正な競争が確保できるよう、入札に参加できる業者の条件を定める必要がある。

そこで、全庁的に各部署が同一のルール、手順に従って適正な参加条件を設定できるように本ガイドラインを定める。

2 適用範囲

本ガイドラインは、本町が一般競争入札により契約の相手方を決定する請負工事の入札に適用する。ただし、設計金額が1億円以上の案件は除くものとする。

3 入札参加条件設定手順

次の手順に従い、入札参加条件を設定する。

<手順1>

忠岡町建設工事等請負業者指名基準（以下「指名基準」という。）に基づき入札に参加できる者の格付（ランク）を決定する。

ただし、必要に応じて資格審査数値（〇〇点以上）等を指定することができる。

<手順2>

当該工事を適正に施行するために必要な施工実績などの条件を入札参加者に求める必要がある場合は、その内容を決定する。

<手順3>

当該入札に参加できる者の本社又は主たる営業所の所在地を地域要件として定める。

4 地域要件設定の基本ルール

「忠岡町建設工事入札参加資格者名簿（建設工事）」（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録された忠岡町内に本社を置き、かつ、そこを営業の拠点としている建設業者等（以下「町内企業」という。）による施工が可能な工事の入札については、十分な競争性を確保することを前提に、町内企業の受注機会が確保できるよう次のルールにより地域要件を設定する。

<ルール>

手順1及び手順2の条件を満たし、かつ、入札参加資格者名簿登載時の資格審査申請の際に当該工事と同分類の工事を受注希望工事に申請した業者の数（以下「応札可能者数」という。）は、指名基準に定める指名業者数以上を基本とする。

5 地域要件の設定方法

<ルール>に従い、応札可能者数を確保し、以下の手順で地域要件を設定する。

- (1) 町内企業のみで、応札可能者数が一定数以上揃う場合には以下の手順で町内業者を対象とする地域要件を設定する。ただし、競争性を損なわない範囲で、工事場所が存する単位地域とこれに隣接する市の区域を合わせて地域要件とすることができる。
- (2) 町内全域を地域要件としても、町内企業だけでは応札可能者数が6者に満たない場合には、入札参加資格者名簿に登録された事業所を町内に有する準町内業者も参加させることができる。それでも満たない場合は、大阪府内の町外業者を参加させるものとする。
- (3) (2)において応札可能者数が6者に満たない場合には原則として地域要件は設定しない。

附 則

このガイドラインは令和4年4月1日から施行する。